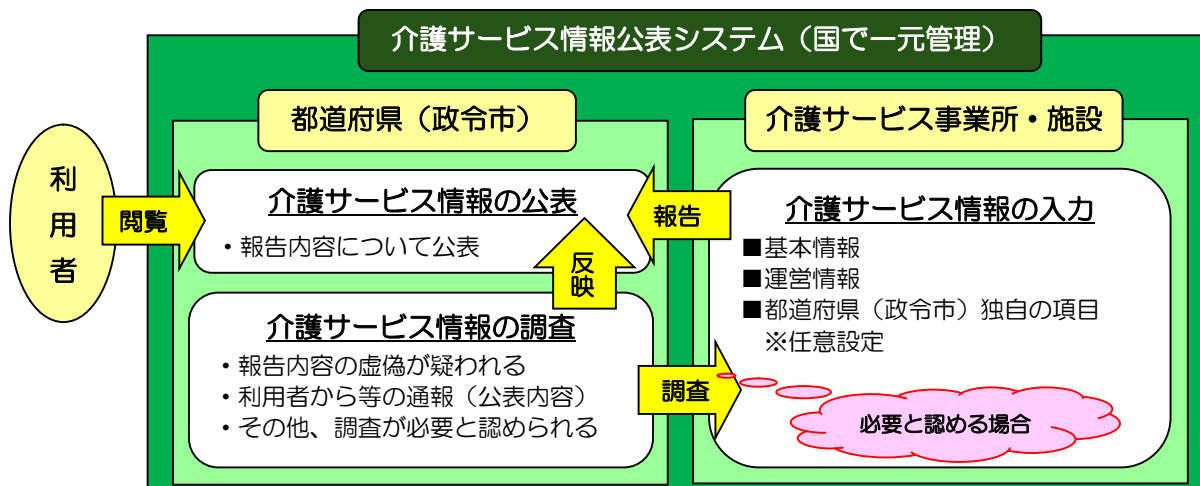


（３）介護サービス情報の公表

①制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、要介護者等の利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、介護サービス事業者に対して情報の報告を法的に義務付けるものです。

そのため、対象事業所は、毎年、Ｗｅｂ上の報告システムに必要事項を入力して、情報の報告をする必要があります。



ア 対象事業所

（ア）年間 100 万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所

（イ）新規指定事業所（基本情報のみ）

イ 公表する情報

基本情報	事業所に係る基本的な事項 (法人名、事業所名、所在地、職種別の従業者数、利用料金等)
運営情報	サービスの質の確保等のための取組に関する事項 (プライバシーの確保に係る取組の有無、利用者本位のサービス提供に係る取組の有無、事故の予防に係る取組の有無、 業務継続計画に関する取組の有無、虐待防止に関する取組の有無、身体的拘束等の適正化に関する取組の有無* 等) ※令和 6 年度より、事業所への働きかけの強化として追加

ウ 公表方法

報告していただいた情報は、静岡県介護サービス情報公表システムにおいて随時公表します。→ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/22/index.php>

②公表計画等

毎年「介護サービス情報の公表計画」を策定し、当該計画に基づいて報告の受付、公表を行います。令和 6 年度の計画は、令和 6 年10月に策定され、静岡市介護保険課のホームページに掲載します。

→ https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000001_00019.html

③報告システムのURL、ID・パスワード等

介護サービス情報の報告は、Web上で報告システムに直接入力することで報告を受け付けます。報告システムを使用するためには、システムIDとパスワードが必要です。

ア 報告システムのURL

次のアドレスにアクセスし、ID・パスワード及びサービス種類を入力してログインし、ホームページ上の調査票に直接入力してください。

静岡市介護サービス報告システムURL（ログイン画面）

→ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/22/>

イ 報告システムのID・パスワード

令和5年度までに報告の対象となっていた事業所につきましては、これまでと同様のID・パスワードになります。

ID・パスワードを失念した場合は、事業所番号、事業所名、連絡先等を再交付用の様式に記入して、介護保険課まで電子メール又はFAXでご連絡ください。

再交付用の様式は介護保険課のホームページに掲載してあります。

→ https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000001_00019.html

令和6年度に新規に指定を受けた事業所につきましては、ID・パスワードを別途通知します。

ウ 報告システムの操作方法

報告システムの操作マニュアルは、ログイン画面の右上にある「ヘルプ」で閲覧・ダウンロードできます。

④その他

ア 特定（介護予防）福祉用具販売事業所

特定（介護予防）福祉用具販売事業所については、対象となる事業所を本市において特定できないため、前年1月から12月の1年間の介護報酬が100万円以下の事業所については、情報公表対象外届を提出するよう依頼させていただきます。情報公表対象外届の様式は介護保険課のホームページ上に掲載してあります。

→ https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000001_00019.html

イ 介護老人保健施設

所定疾患施設療養費を算定する介護老人保健施設は、治療の実施状況について公表することとされています。当該加算を算定している事業所にあつては、「基本情報」の「サービス内容」「介護報酬の加算状況」欄について、所定疾患療養費を「あり」として忘れずに報告してください。

また、介護サービス情報の公表制度を活用することにより、治療の実施状況を公表する場合は、「事業所の特色」の「サービス内容に関する自由記述」欄等を活用してください。

(4) 業務管理体制の届出

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備し、国、県又は市に届出を行うことが義務付けられていますので、**届出を済ませていない事業者は速やかに届出書を提出**してください。

また、既に届出を済ませている事業者については、下記①～④をご確認いただき、事業所等の数の増減により規模区分が変更になった場合や、**法令遵守責任者が変更になった場合など、届出事項に変更があった場合は遅滞なく届け出**てください。

全ての事業所等が静岡市内に所在する事業者については、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、**定期的に確認検査を実施**しています。**業務管理体制の整備は、法令遵守責任者の氏名等を届出することが目的ではなく、法令遵守責任者を中心に事業者自身が法令等遵守の強化、改善に向けて取組を行うことが目的**です。確認検査での指摘事項を下記⑤ウに記載してありますので、再度事業者の業務管理体制の整備についてご確認ください。

〈制度改正に係る留意事項〉

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成 30 年 3 月 31 日をもって、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。これにより、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定がなくなったことで事業所等の数が変更になり、規模区分が変更になっている場合がありますので、適切に届け出てください。

①事業者が整備する業務管理体制の内容（法 第 115 条の 32、則 第 140 条の 39）

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数（以下「事業所等」）に応じ定められています。

区 分	小規模	中規模	大規模
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
業務管理体制 の整備の内容			業務執行の状況の監査を 定期的実施
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任

（注 1） 事業所等の数

- ・ **介護予防及び介護予防支援事業所を含みます。（例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を行っている事業所等の数は、「2」となります。）**
- ・ **みなし事業所は除いてください。**
- ・ **総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。**

（注 2） 法令遵守責任者：法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

（注 3） 法令遵守規程：業務が法令に適合することを確保するための規程

②届出書に記載すべき事項（法 第 115 条の 32、則 第 140 条の 40）

No	届出事項	対象となる介護サービス事業者
1	事業者の ・ 名称又は氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
2	「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
3	「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が 20 以上の事業者
4	「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が 100 以上の事業者

③業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

（法 第 115 条の 32、則 第 140 条の 40）

※No 5 は令和 3 年 4 月～

業務管理体制に係る届出書の届出先は、各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。地方厚生局の管轄区域等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

No	区 分	届出先
1	事業所等が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2	事業所等が 2 以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2 以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所が所在する都道府県知事
3	すべての事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
4	すべての事業所等が同一指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
5	すべての事業所等が同一中核市の区域に所在する事業者	中核市の長
6	地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者であつて、事業所等が同一の市町村内に所在する事業者	市町村の長

④届出に必要な様式（法 第 115 条の 32、則 第 140 条の 40）

事業者は、下記の届出が必要になった場合には、遅滞なく③に記載の届出先の行政機関に届け出てください。

	届出が必要となる事由	様 式
1	業務管理体制の整備に関して届け出る場合（法 第 115 条の 32 第 2 項）	様式第 52 号の 8（静岡市介護保険条例等施行規則 第 54 条の 8 第 1 項）
2	事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合（法 第 115 条の 32 第 4 項）	様式第 52 号の 8（静岡市介護保険条例等施行規則 第 54 条の 8 第 1 項）
3	届出事項に変更があった場合 （法 第 115 条の 32 第 3 項）	様式第 52 号の 9（静岡市介護保険条例等施行規則 第 54 条の 8 第 2 項）

（注 1） 上記 2 の届出は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

（注 2） 上記 3 の届出は、事業所等の数に変更が生じてても整備する業務管理体制が変更されない場合は、変更の届出は必要ありません。

⑤業務管理体制確認検査

業務管理体制の届出のあった事業者に対して、下記の検査を実施します。

ア 検査の種類

(ア) 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的を実施します。基本的には書面検査で行うこととしています。

- a 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
 - ・業務管理体制(法令等遵守)の方針(考え)及びその周知状況
 - ・法令遵守責任者の役割及び業務内容、その周知状況
 - ・法令等遵守の具体的な運用状況
 - ・業務管理体制の評価・改善活動の状況 等
- b 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- c 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

※ b は中規模及び大規模事業者、c は大規模事業者が対象

(イ) 特別検査

指定介護サービス事業者等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。

- a 業務管理体制の問題点を確認し、その内容を検証
- b 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

イ 検査実施機関

③の届出書の届出先と同じです。

ウ 一般検査における指摘事項

・「業務管理体制に係る届出事項の変更届出書(様式第 52 号の 9)」が未提出である。
(主たる事務所の所在地や法人の代表者等の変更があった際、事業所の変更届は提出されていても、業務管理体制の変更届が未提出の事業者が見られました。)

- ・法令等遵守の方針(考え)が十分に記載できない、方針を職員等に周知していない。
- ・法令遵守責任者の役割及び業務内容が定められていない、職員等に周知していない。
- ・法令等遵守のマニュアルは整備されているが、実際の運用状況と一致していない。